

福澤諭吉の「脱亜論」を読む

工藤 豊

はじめに

明治以後の日本の言論人や思想家の中で、福澤諭吉ほど数多くの分野に関して発言した者はおらず、同時に彼ほど多くの論文や著作で取り上げられた者はいないと思われる¹⁾。そして、福澤は、それら多様な諸分野への言及を通じて自由・平等・独立などの近代西欧で形成された理念の紹介を通じて、日本の文明化と日本人の独立自尊を達成させようとした人物として見なすことができよう。その際に対象としたテーマは、政治・経済・社会の多方面にわたる分野を対象としていた。本稿では福澤諭吉の「アジア観」を対象とするが、まず下記の文章に注目したい。

国の文明は形を以て評すべからず。……真にこれを文明の精神と云うべき至大至重のものなり。蓋しその物とは何ぞや。云く、人民独立の気力、即是なり。

元来文明とは、人の知徳を進め、人々身躬からその身を支配して世間相交り、相害することもなく害せらるゝこ

ともなく、各その権義を達して一般の安全繁昌を致すを云うなり。⁽²⁾

文明とは人の身を安楽にして心を高尚にするを云うなり、衣食を饒にして人品を貴くするを云うなり。或は身の安楽のみを以て文明と云わんか。……或は心を高尚にするのみを以て文明と云わんか。……人の身心両ながらその所を得るに非ざれば文明の名を下すべからざるなり。……文明とは人の安楽と品位との進歩を云うなり。又この人の安楽と品位とを得せしむるものは人の知徳なるが故に、文明とは結局、人の知徳の進歩と云て可なり。⁽³⁾

最初の二つが一八七四年の『学問のすゝめ』から、そして三つめが翌一八七五年刊行の『文明論之概略』からの引用で、ともによく知られた文章である。これらの文章から読み取れることは、「文明化＝文明の進歩」を人間の独立自尊の精神と関連付けた上で、人間の安楽・品位の進歩を知徳の進歩と結びつけ、社会・国家の範疇において人間の権利の実現と関連付けていることである。

こうした観点は、明治維新前後の欧米列強との接触を背景として列強に伍して近代国家を形成するための方途を考える上で必然的な考えであり、福澤の対外関係（国際関係）やアジアに関する考えもまた、こうした考えの延長線上に存することも確かであると思われる。

福澤の抱くアジア観もまた、同様の社会的・歴史的背景のもとで示されるものと捉え得るが、本稿ではその内容を典型的に表現している文章としてよく挙げられる「脱亜論」を、考える素材として取り上げる。

「脱亜論」は一八八五（明治一八）年三月一六日付の『時事新報』⁽⁴⁾に掲載された論説である。そしてその内容は、当時の日本の外交政策に対して特に影響を与えたわけでもなく、読者からの大きな反響を呼んだとも思えないもの

である。しかし、明治以後の台湾・朝鮮半島などの植民地化、あるいは中国大陸から東南アジアへの侵略等の日本の対アジア政策の内容との対応に関連して、戦後になってから、日本のアジア侵略のさきがけといった位置づけからこの文章を批判的に読む近年の傾向と結びついて、多く取り上げられることになる。さらに、その論説を実際に誰が書いたか、という観点からの検討も登場し、その位置づけや解釈に関して、『時事新報』の論説の中に福澤以外の書き手によるものも多く含まれることから、「脱亜論」の記述内容やそれに関連する論調が厳密に福澤自身の思想を反映しているといえるか否かを問題にする議論が登場することになる。⁵⁾ そうした動向の中で、改めて「脱亜論」及び朝鮮半島や中国大陸等のアジア政策に関連する『時事新報』の論調に注目が注がれることになった。二〇〇〇年前後から新たに主張されるようになった、語彙・文体などからどの論説が福澤の真筆か否かを判定使用とする試みも注目されているが、その検討結果の妥当性については本稿で判断することはできない。しかし、少なくとも『時事新報』の論調全体に、社主としての福澤の意思が何らかの形で反映していると見なすことに無理はなく、論説全体を共通したテキスト⁶⁾として対象にした場合、それが書かれた歴史的・社会的背景との関連や同時期の主張内容の論調などから、そこに示された主張がどのような意義を持つかを判定することを通じて、福澤の思想内容を読み取ることができると思われる。

そうした観点から、本稿では「脱亜論」を中心に、特に朝鮮半島と中国とを対象とした緒論説における対アジア、対国際社会に関する主張を対象に、福澤のアジア観を概観してみたい。

「脱亜論」の趣旨

「脱亜論」自体は前記したように一八八五（明治一八）年三月一六日付で書かれた『時事新報』の論説であるが、

全体の字数も二千字程度であり、アジアにおいて日本がアジア的価値観から脱し、文明化に向かって努力する唯一の国であることを主張した第一段落と、未だに文明化の道を行んでいないと見なされる清国と朝鮮に歩調を合わせることなく、日本は文明化を進めていくべきことを主張した第二段落からなっている。

この論説の時期的背景としては、一八八四（明治一七）年に勃発した朝鮮における開化派のクーデター（甲申事変^⑦）を契機として書かれたものと把握できる。その「甲申事変」とは、一八八二（明治一五）年の壬午事変以後の親清を掲げる閔氏一族による事大政策（大きなものに事^ぶえる＝清国に従う）に対し、若手官僚である金玉均・朴泳孝・洪英植らの開化派が、日本公使竹添進一郎の協力の下で起こしたクーデターをいう。

当初の計画内容は、朝鮮国王高宗がクーデター発生を名目に日本に保護を依頼することを受け、日本側は公使館警備軍を派遣して朝鮮国王を保護し、その後開化派が新政権を発足させ、立憲君主制国家に転換させる、というものであった。従って開化派の目標は日本がめざすものと同様の立憲君主制樹立にあり、その体制樹立のため、清国に対する朝貢を廃止することなどに始まる一四項目の改革案を持っていた。しかし事大党の中心人物である閔妃が清国に救援を要請した結果、清国が出兵したことでクーデターは三日で失敗し、計画の中心にいた金玉均らは日本などへ亡命することによって終了することになる。

「脱亜論」は、当時の朝鮮における、清国を中心とする冊封体制に示される東アジアの旧来の秩序を遵守するか否かを巡って新旧両勢力が対立し、今後いかなる国内政治体制及び国際秩序を選択するかの政策決定を行おうとする状況下にあった。そしてその対立が守旧派の勝利に終わったことで、朝鮮が従来通りの東アジアの秩序を選択しようとする意図が明示された段階で書かれたものであると理解できる。

以下その内容を、段落ごとに確認してみたい。

第一段落ではまず、交通（移動能力）の整備とともに西洋文明は激しい勢いでアジアに及びその勢いに抵抗することは困難となっている、という状況を、「世界中の現状を視察して事実上不可なるを知らん者は、世と推し移りて共に文明の海に浮沈し、共に文明の波を揚げて共に文明の苦楽を与にするの外あるべからざるなり」という表現で示し、西洋文明の浸透の不可避さが強調されている。そうした情勢の中で開国以後の日本の文明化を目指す方針を、「文明を防てその進入を止めんか、日本国は独立すべからず。如何となれば世界文明の喧嘩繁劇は東洋孤島の独睡を許さざればなり」(8、二六二頁)という形で当時の国際情勢にかなった内容であるとして評価している。従って東アジアに関しては、「独り日本の旧套を脱したるのみならず、亜細亞全洲の中に在て新に一機軸を出し、主義とする所は唯脱亜の二字に在るのみ」(著作集8、二六二頁)と主張される。こうした内容は、(西洋的な)文明化の不可避性を強調する点で、最初に引用した『学問のすゝめ』や『文明論之概略』との同一性を見ることができ、それを基盤として「脱亜」が説かれている展開と理解できる。そしてそれを受けて次のように主張が進められる。

我日本の国土は亜細亞の東辺に在りと雖ども、その国民の精神は既に亜細亞の固陋を脱して西洋の文明に移りたり。然るに爰に不幸なるは近隣に国あり、一を支那と云い、一を朝鮮と云う。この二国の人民も古来、亜細亞流の政教風俗に養わるゝこと、我日本国民に異ならずと雖ども、その人種の由来を殊にするか、但しは同様の政教風俗中に居ながらも遺伝教育の旨に同じからざる所のあるか……この二国の者共は一身に就き又一国に関して改進の道を知らず、交通至便の世の中に文明の事物を聞見せざるに非ざれども、耳目の聞見は以て心を動かすに足らずして、その古風旧慣に恋々するの情は百千年の古に異ならず……儒教主義と云い、……一より十に至るまで外見の虚飾のみを事として、その實際に於ては真理原則の知見なきのみか、道德さえ……自

省の念なき者の如し。

(著作集8、二六二・三頁)

この引用部分の主旨は、日本が文明化の努力を継続しているのに対して、「古風旧慣に恋々する」と表現される、政体や思考のあり方の旧態依然とした朝鮮・清国における「儒教主義」への批判にある。その批判から、二国がその状態にとどまる限り「今の文明東漸の風潮に際し、逆もその独立を維持するの道あるべからず」(著作集8、二六三頁)と結論づけられる。さらに二国がそうである以上、西洋文明人の目には、日・支・韓の「三国の地利相接するが為に、時に或は之を同一視し、支韓を評するの価を以て我日本に命ずるの意味なきに非ず」(著作集8、二六四頁)という懸念も生じることになる。そしてそれに対する対処は、次のように示される。

今日の謀を為すに、我国は隣国の開明を待て共に亜細亜を興すの猶予あるべからず、寧ろ、その伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、その支那、朝鮮に接するの法も隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に従て処分すべきのみ。悪友を親しむ者は共に悪名を免かるべからず。我れは心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり。

(著作集8、二六四・五頁)

以上の政策の主張は、「我日本国のために一毫の援助と為らざる」(著作集8、二六四頁)存在であるという、清国・朝鮮に対する福澤の評価を示しているが、そうした考えは、福澤に於いて『学問のすゝめ』などの段階で示されていた、国際関係の中で「共に亜細亜を興す」という方向が採用できなくなっている、という認識を示している。これは、そこで示されていた、文明化による自国の独立と存続とを優先すべき観点からはある意味当然の主張とい

えよう。問題は、その「興亜を捨てて」政策採用後、「西洋人が之に接するの風に従て処分すべき」という部分などのように捉えるべきか、という点である。

従来この文章に対する理解としては、福澤が朝鮮開化派を支援していたにも拘らず、甲申事変の失敗により開化派が全滅し、朝鮮文明化の道が閉ざされてしまったという事実を受け入れた一種の敗北宣言という理解が一般的であったと思われる^①。しかし、例えば西洋列強の政策と同様の内容によって朝鮮を「処分」する、といった表現に対し、欧米に倣ったアジア政策として、中国・朝鮮の分割的支配を主張したものであるという理解も文章上は成立しうる。特に事変後の『時事新報』の論説には対清国開戦論まで主張され、国民への軍資提供をも呼びかけているように、主戦論的内容のものも見受けられる^②。そうした論調からも、処分＝中国・朝鮮支配という解釈は成立し得るであろう。一方、語義的に「処分」とは物事の取り扱い方を決めるといった意味を持つ故に、単に朝鮮とは隣国としての特段の思入れを排して、「今後非西欧の後進性を持った国としてつきあう」といった程度の意味で理解することも可能である。従って文章自体の解釈からは、福澤の意図は確定できないといつてよい。

では、前記したように主張内容を理解するための前提としての、論説を取り巻く社会的・歴史的背景や同時期の論調はどのような内容と性格を持っているといえるであろうか。

甲申事変が改革派の完全敗北で終了した後、出兵した日清両国は撤兵などの事後処理をめぐり交渉を開始する。交渉の論点となったのは、朝鮮からの日清両国の即時撤兵及びその後の出兵に関する取り決めの問題であり、事変中の、日本兵への清国兵の発砲及び漢城における日本商民殺傷事件の責任問題及び賠償問題である。

最終的には一八八五（明治一八）年五月に「天津条約」として合意が形成されるが、その内容は、日本側が主張した今後の朝鮮への出兵のあり方に関し、第三国の侵攻などの場合を除き両国共に出兵しないこと（永久撤兵の実

現)や清軍から日本軍への発砲に対する謝罪、日本商民の殺傷事件への賠償などは何れも認められず、今後の出兵に関する相互通知を取り決めたにとどまっている。この内容は、朝鮮に対する清国の宗主権を前提とした内容といえ、この段階での清国の日本に対する軍事的・政治的優位性を示すものであったといえる。¹³⁾しかし、こうした締結内容に関し、『時事新報』の論説においてその弱腰への批判や、それまで展開していた強硬論的主張の再提示は見られない。そうした流れから、この段階での福澤に中・韓への侵略に伴う亜細亜分割への指向があったと断定できる論拠は少ないように思われる。特に清仏戦争に於いても、戦闘自体では一八八〇年の初め頃から膠着状態に陥り、フランス軍の敗北に終わる戦闘もあり、「軍事力」という点では日清間には清国優位の内容でまだかなりの格差が存在したと思われる。そうした中で、清国を無視した朝鮮支配をめざす政策主張は、世論誘導などによって、対外的弱腰を見せないなどの目的以外には説得力を持つとは言いがたいであろう。その意味で、主戦論などの強攻撃的主張は必ずしも福澤の真意を反映していないと理解することも十分可能となろう。¹⁴⁾

それではこの時期の「脱亜論」をどう読むべきかを、対亜細亜関係把握の背景となるはずの国際関係ないし外交のあり方についての福澤の考え方から考察してみたい。

外交上のアジア把握

理念的な外国及び外国人とのつきあいについて福澤は『学問のすゝめ』では次のように示している。

日本とても西洋諸国とても同じ天地の間にありて……情合相同じき人民なれば、こゝに余るものは彼に渡し、彼に余るものは我に取り、互に相教え、互に相学び、恥ることもなく、誇ることもなく、互に便利を達し、互にそ

の幸を祈り、天理人道に従て互の交をを結び、理のためには「アフリカ」の黒奴にも恐入り、道のためには英吉利、亜米利加の軍艦をも恐れず、国の恥辱とありては、日本国中の人民一人も残らず命を棄て、国の威光を落さざるこそ、一国の自由独立とを申すべきなり。

〔著作集3〕「学問のすゝめ」、九・一〇頁

こうした諸個人間、諸国家間の相互平等を前提とする理念にたつた場合は、国際関係上、自国（日本）の独立を護持するためにも、清国・朝鮮はあくまで友好的関係を保つべき対象として存在するはずであり、思想的一貫性を求めるのであれば「脱亜」ではなく「興亜」や「振亜」を継続的に主張することにつながっていくはずである。さらに『文明論之概略』の中でもその理念性は基本的に踏襲されているといえる。

我日本に於ける外国交際の性質は、理財上に論ずるも権義上に論ずるも至困至難の大事件にして、国命貴要の部分を犯したる痼疾と云うべし。而してこの痼疾は我全国の人民一般の所患なれば、人民一般にて自からその療法を求めざるべからず。……我文明は外国交際の賜なれば、その交際愈盛なれば世の文明も共に進歩すべしとて、之を喜ぶ者なきに非ざれども、その文明と名るものは唯外形の体裁のみ。固より余輩の願う所に非ず。……全国人民の間に一片の独立心あらざれば文明も我国の用を為さず。（…中略…）

各国交際は天地の公道に基きたるものなり。必ずしも相害するの趣意に非ざれば、自由に貿易し、自由に往来し、唯天然に任すべきのみ。若し或は我権義を損し我利益を失うことあらば、その然る所以の源因は我に求めざるべからず、自から脩めずして人に多を求るは理の宜きものに非ず。（『著作集4』「文明論之概略」、三三四・三五頁）

このように、相互に対等な国家関係は文明化の進展と歩みを共にするものであり、そうした関係形成のための自立・独立を目的とする文明化がここでも強調されている。

しかし、外交の実際については、時期的に「脱亜論」に近い一八八四（明治一七）年になると、列強のアジア政策や条約改正の足踏み状態を反映してか、「百卷の万国公法は数門の大砲に若かず、幾冊の和親条約は一筐の弾薬に若かず。大砲弾薬は、以て有る道理を主張するの備えに非ずして無き道理を造るの器械なり」（『著作集7』「通俗国権論」、一九五頁）という現実的な指摘も登場してくる。

以上の引用から読み取れる趣旨は、初期の理念的指摘では、人間及び国家相互の付き合い方にある「天理人道」に従えば、相互に自立した人間同士においては対等な交流が可能となり、それは国家同士の付き合いにもあてはまる、ということが「文明化及びそのための努力の重要性」と結び付けられている。しかしそうした文明化に基づく自立した存在同士の関係形成は困難であり、それだけに国際関係にある「天地の公道」に従うことの重要さが強調されることになる。

以上の部分は人間関係・国際関係にあるはずの道理ないし理念部分の強調であるが、後段の引用では現実の国際関係においては、いかに国際法の遵守を説き、条約に基づいて主張しても、弾薬一箱にはかなわないという現実が存在することの指摘が明確となり、表面的には矛盾する内容を示していると読める。

こうした各々の場合での理念と現実の両面の使い分けは、例えば人民の啓蒙を目的とする場合は理念的側面を、政治的・経済的実態に関連する場合は現実に即した主張を、といった使い分けが福澤の中にあり、十分な紙幅を持つ著作の場合には啓蒙的側面が、あるいは新聞等の媒体を用いる場合には「現実」の側面が強く出るといった傾向と理解することもでき、そうした形で福澤の思想の揺らぎに関する説明をすることもできるであろう。しかし、例

えばその「現実」の側面を強調する内容を個々の論説の執筆者の相違に拠らしめることは、右記の福澤の思想の両側面の存在を無視するだけでなく、『時事新報』の編集方針や主張内容をも統一性のない寄木細工と把握することになってしまふのではないだろうか。

『時事新報』の論調全般や論説などの主張内容に対する福澤の関与と影響力とがどのようなものであったかは本稿の対象とするところではないが、直筆の原稿などを含めて一定程度の統括と関与がある以上、全ての論説内容を福澤の思想と関連づけて論じる^⑤ことが必要であると思われる。

「単一の説を守れば、その説の性質は仮令い純精善良なるも、之に由て決して自由の気を生ずべからず。自由の気風は唯多事争論の間にて存するものと知るべし。」(『著作集4』、三五頁)とは『文明論之概略』に於いてよく知られた文明化の条件のひとつである。『時事新報』の論説がそうした争論の提供を目的とするものであるならば、この論説の論調やその執筆者の特定よりは、文明化と、その結果としての日本の独立という目的にとって諸論説全体の傾向と影響が、その時々々の政治・経済・社会の情勢との関連でいかなる意味を持ち得たかの確認がより重要な意味を持つと思われる。「脱亜論」の主張内容と福澤の思想との関連も、今後ともそうした観点からの再確認が必要と思われる。

注

(1) 「福沢論吉協会」が一九七四年以降発行している『福沢論吉年鑑』の「研究文献案内」に毎年相当数の書物・文章が掲載され続けている。

(2) 『福沢論吉著作集』全12巻(以下『著作集』)、3(学問のすゝめ)、慶應義塾大学出版会、二〇〇二年、五二頁、八〇頁。

(3) 『著作集4』、『文明論之概略』六一・六二頁

(4) 『時事新報』は本来、明治政府の伊藤博文らの要請に基づき、政府系新聞発行のために準備していた記者や印刷機器への

投資内容を転用する形で発行が始まったものである。その背景には、一八八一年の「明治十四年の政変」により、英国的立憲君主制を推す大隈派官僚が失脚するに伴い、予定した新聞発行が頓挫したことに基づき、独自に新聞を発行することにしたという経緯があった。

- (5) この議論の背景には、福澤自身の思想を把握する場合、自由・平等・独立などの近代西欧的価値観を強調する『学問のすゝめ』(明治五年)段階の主張と、それらの価値規範よりは国権・国家の独立などを強調する「脱亜論」執筆時期(明治一八年)の思想とを同一視することは可能か、といった視点に関連するものであり、福澤の主張の一貫性をどう捉えるかという論点は、従来も存在していた。さらに二〇〇一年に出版された井田進也『歴史とテキスト』(光芒社)やそれを踏襲する平山洋『福沢論吉の真実』(文藝春秋、二〇〇四)、同『アジア独立論者福沢論吉』(ミネルヴァ書房、二〇一一)らによって示された、時事新報の社説等のどれが福澤の真筆かについて、語彙や文体の特徴から判定する独自の観点から判定し、社説の論調が福澤の思想を必ずしも反映していないことを指摘する主張と、それを批判する安川寿之輔『福沢論吉のアジア認識』(高文研、二〇〇〇)、同『福沢論吉の戦争論と天皇制論』(高文研、二〇〇六)や杉田聡『福沢論吉 朝鮮・中国・台湾論集』(明石書店、二〇一〇)等の論争となっている。

- (6) 井田進也による判別法に照らせば、無署名の社説は福澤本人が書いたもの、主張内容に福澤の意思が反映したもの、福澤の修正・校正などの手が入ったもの、全く他人が書いたものなど、細かく分かれることになるが、『時事新報』発行と福澤との関連を考えれば、たとえば依頼原稿のように完全に福澤の意思と主張とは別途に他人の手によって書かれたと断定できるものを除いて、福澤の意思と主張を含むものは福澤の思想検討を行う場合には対象とすべきではないかと思われる。

- (7) この甲申事変に関しては、福澤と交流が深かった金玉均・朴泳孝らが中心となったことも関連して、福澤自身の関与の程度が議論の対象となっているが、この点についても本稿では対象とすることができない。ただし、福澤の事変への関与に関する論拠は、福澤門下生で、事変の当事者でもある井上角五郎の証言が主たる根拠となっている(石河幹明『福澤論吉伝』第三卷、岩波書店、一九三二、参照)。しかし、後に触れるように、近年発見された福澤の駐伊公使田中不磨宛の書簡によれば、伊藤博文と井上馨の支援を受けた竹添進一郎公使の、日本の協力を保証するといった内容の金らに対する先走った教唆が政変勃発の原因であり、そうした教唆の失敗を指摘するとともに自らの関与を否定している。(福沢論吉関係系資料紹介 福沢論吉書簡)『近代日本研究』第二十三卷、二〇〇七、参照) こうした事件の背景や引き金に関する福澤の主張は、事変以後の『時事新報』の論説における、クレーターによって日本公使館や日本人が被害を受けたことを問題視し、日本人への加害に対する清国の責任と賠償を求め、対清開戦までも主張している『時事新報』の論調とはかなり異なる内容であり、『時事新報』明治一七年二月一八日、同二月三日、二月二六日、二月二七日等を参照)。

資料的な同一性は確定できないといってよい。一方資料的には、『時事新報』の論調は福澤自身の意図的編集方針の結果であつたことも示されており、それも含めて、諸資料の比較検討による筆者の特定のみにから思想内容を特定することは、論拠に不十分さが残ることは否めない。

(8) 『著作集8』(「脱亜論」)二二六頁(以下、「脱亜論」)からの引用は、巻数と頁数のみを本文中に挿入する。

(9) 「興亜」や「振亜」といった言葉は明治初期からあり、一八八〇年には「興亜会」という日本、支那、朝鮮等東アジア諸国の団結と振興を目的とする団体も東京などに設立されている。その精神との関連からいえば、甲申事変以後の朝鮮が、この「興亜」の対象とするに足りない、という評価になっていたことは否定できない。

(10) もともと開化派⇨独立党は少数派であつたが、クーデター失敗後は当事者のみならず親類縁者も含めて残酷な刑罰によつて処刑されつくしたことが知られており、それらを含む朝鮮政府批判もこの脱亜論前後に示されている。(『時事新報』二月二三日と二月二六日に「朝鮮独立党の処刑」を、また、八月一日には「朝鮮人民のためにその国の滅亡を賀す」を掲載)

(11) 『福沢論吉選集』岩波書店、一九八一、の第七巻の坂野潤治による解説(同書三三八頁等)を参照。

(12) 前注(7)を参照。

(13) 仮に甲申事変における日本の外交官(竹添)が朝鮮でのクーデターに深く関与し、さらにそれが失敗に終わったことが明らかになれば、当然「内政干渉」として国際的に非難され、さらにその内政干渉を防いだ清国の朝鮮に対する影響力の増大は確実なものとなり、日本側の思惑とは正反対の状況を形成するところとなるのは明らかである。そう考えれば、天津条約の内容は、最悪の内容は避けられたと評価できる内容と思われる。注7に記した田中不二麿への書簡では、そうした最悪を避けるために、日本側の落度を認めるのではなく、主戦論を唱えて清国や諸外国を牽制しようとする意図があつたことが示されている。

(14) 注7で触れたように、田中不二麿宛の書簡の主張はこうした経緯を示唆している。

(15) 青木浩一『福沢論吉のアジア』慶應義塾大学出版会、二〇一一、における『脱亜論』を巡る考察では、全集での収録の有無を区別せず、また、『時事新報』の論説全体をその執筆者を区別しない形で論じられているが、福澤の思想内容の検討に於いてはこの形が妥当性を持つように思われる。